

作業規程の準則目次

第1編 総 則 (第1条—第17条)	1
第2編 基準点測量	7
第1章 通 則	9
第1節 要 旨 (第18条・第19条)	9
第2節 製品仕様書の記載事項 (第20条)	9
第2章 基準点測量	10
第1節 要 旨 (第21条—第24条)	10
第2節 作業計画 (第25条)	12
第3節 選 点 (第26条—第30条)	12
第4節 測量標の設置 (第31条—第33条)	12
第5節 観 測 (第34条—第39条)	13
第6節 計 算 (第40条—第43条)	19
第7節 品質評価 (第44条)	23
第8節 成果等の整理 (第45条・第46条)	23
第3章 水準測量	25
第1節 要 旨 (第47条—第51条)	25
第2節 作業計画 (第52条)	26
第3節 選 点 (第53条—第57条)	26
第4節 測量標の設置 (第58条—第60条)	26
第5節 観 測 (第61条—第66条)	27
第6節 計 算 (第67条—第70条)	30
第7節 品質評価 (第71条)	31
第8節 成果等の整理 (第72条・第73条)	31
第4章 復旧測量 (第74条—第77条)	32
第3編 地形測量及び写真測量	35
第1章 通 則	37
第1節 要 旨 (第78条)	37
第2節 製品仕様書の記載事項 (第79条・第80条)	37
第3節 測量方法 (第81条)	37
第4節 図 式 (第82条)	38
第2章 現地測量	39
第1節 要 旨 (第83条—第87条)	39
第2節 作業計画 (第88条)	39
第3節 基準点の設置 (第89条)	40
第4節 細部測量 (第90条)	40
第1款 TS点の設置 (第91条—第94条)	40
第2款 地形、地物等の測定 (第95条—第98条)	42
第5節 数値編集 (第99条・第100条)	44

第6節	補備測量 (第101条)	44
第7節	数値地形図データファイルの作成 (第102条)	44
第8節	品質評価 (第103条)	44
第9節	成果等の整理 (第104条・第105条)	44
第3章	車載写真レーザ測量	44
第1節	要 旨 (第106条—第108条)	45
第2節	作業計画 (第109条)	45
第3節	調整点の設置 (第110条—第113条)	45
第4節	移動取得及びデータ処理	46
第1款	移動取得 (第114条—第120条)	46
第2款	データ処理 (第121条—第130条)	48
第5節	数値図化 (第131条—第138条)	50
第6節	現地補測 (第139条—第142条)	52
第7節	数値編集 (第143条—第145条)	52
第8節	数値地形図データファイルの作成 (第146条)	53
第9節	品質評価 (第147条)	53
第10節	成果等の整理 (第148条・第149条)	53
第4章	空中写真測量	54
第1節	要 旨 (第150条—第152条)	54
第2節	作業計画 (第153条)	54
第3節	標定点の設置 (第154条—第157条)	54
第4節	対空標識の設置 (第158条—第163条)	55
第5節	撮 影	57
第1款	要 旨 (第164条)	57
第2款	機 材 (第165条—第167条)	57
第3款	撮 影 (第168条—第175条)	59
第4款	GNSS/IMU データ処理 (第176条—178条)	61
第5款	フィルムの処理 (第179条—187条)	62
第6款	数値写真の統合処理 (第188条・第189条)	64
第7款	数値写真の整理 (第190条—第192条)	64
第8款	品質評価 (第193条)	65
第9款	成果等の整理 (第194条・第195条)	65
第6節	同時調整 (第196条—第204条)	65
第7節	現地調査 (第205条—第210条)	67
第8節	数値図化 (第211条—第223条)	69
第9節	数値編集 (第224条—第229条)	71
第10節	補測編集 (第230条—第234条)	72
第11節	数値地形図データファイルの作成 (第235条)	72
第12節	品質評価 (第236条)	72
第13節	成果等の整理 (第237条・第238条)	72
第5章	既成図数値化	74
第1節	要 旨 (第239条—第242条)	74

第2節	作業計画 (第243条)	74
第3節	計測用基図作成 (第244条・第245条)	74
第4節	計測 (第246条—第249条)	75
第5節	数値編集 (第250条—第252条)	75
第6節	数値地形図データファイルの作成 (第253条)	76
第7節	品質評価 (第254条)	76
第8節	成果等の整理 (第255条・第256条)	76
第6章	修正測量	77
第1節	要旨 (第257条—第260条)	77
第2節	作業計画 (第261条)	79
第3節	予察 (第262条)	79
第4節	修正数値図化	80
第1款	空中写真測量による修正数値図化 (第263条・第264条)	80
第2款	車載写真レーザ測量による修正数値図化 (第265条・第266条)	80
第3款	TS等を用いる修正数値図化 (第267条・第268条)	80
第4款	キネマティック法による修正数値図化 (第269条・第270条)	80
第5款	RTK法による修正数値図化 (第271条・第272条)	81
第6款	ネットワーク型RTK法による修正数値図化 (第273条・第274条)	81
第7款	既成図を用いる方法による修正数値図化 (第275条—第277条)	81
第8款	他の既成データを用いる方法による修正数値図化 (第278条—第280条)	81
第5節	現地調査 (第281条)	82
第6節	修正数値編集 (第282条—第284条)	82
第7節	数値地形図データファイルの更新 (第285条)	82
第8節	品質評価 (第286条)	82
第9節	成果等の整理 (第287条・第288条)	82
第7章	写真地図作成	83
第1節	要旨 (第289条—第293条)	83
第2節	作業計画 (第294条・第295条)	84
第3節	数値地形モデルの作成 (第296条—第301条)	84
第4節	正射変換 (第302条・第303条)	85
第5節	モザイク (第304条—第306条)	85
第6節	写真地図データファイルの作成 (第307条・第308条)	86
第7節	品質評価 (第309条)	86
第8節	成果等の整理 (第310条・第311条)	86
第8章	航空レーザ測量	87
第1節	要旨 (第312条—第314条)	87
第2節	作業計画 (第315条)	87
第3節	固定局の設置 (第316条・第317条)	88
第4節	航空レーザ計測 (第318条—第322条)	88
第5節	調整用基準点の設置 (第323条・第324条)	90
第6節	三次元計測データの作成 (第325条—第332条)	91
第7節	オリジナルデータの作成 (第333条・第334条)	92

第8節	グラウンドデータの作成 (第335条—第339条)	93
第9節	グリッドデータの作成 (第340条—第342条)	95
第10節	等高線データの作成 (第343条・第344条)	95
第11節	数値地形図データファイルの作成 (第345条)	96
第12節	品質評価 (第346条)	96
第13節	成果等の整理 (第347条・第348条)	96
第9章	地図編集	97
第1節	要 旨 (第349条—第353条)	97
第2節	作業計画 (第354条)	97
第3節	資料収集及び整理 (第355条)	97
第4節	編集原稿データの作成 (第356条・第357条)	97
第5節	編 集 (第358条—第360条)	98
第6節	数値地形図データファイルの作成 (第361条)	98
第7節	品質評価 (第362条)	98
第8節	成果等の整理 (第363条・第364条)	98
第10章	基盤地図情報の作成	99
第1節	要 旨 (第365条)	99
第2節	基盤地図情報の作成方法 (第366条)	99
第3節	既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成 (第367条・第368条)	99
第4節	作業計画 (第369条)	100
第5節	既存の測量成果等の収集及び整理 (第370条)	100
第6節	基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整 (第371条—第374条)	100
第7節	基盤地図情報項目の抽出 (第375条)	101
第8節	品質評価 (第376条)	101
第9節	成果等の整理 (第377条・第378条)	101
第4編	応用測量	103
第1章	通 則	105
第1節	要 旨 (第379条—第385条)	105
第2節	製品仕様書の記載事項 (第386条)	107
第2章	路線測量	108
第1節	要 旨 (第387条・第388条)	108
第2節	作業計画 (第389条)	108
第3節	線形決定 (第390条—第392条)	108
第4節	中心線測量 (第393条—第395条)	110
第5節	仮BM設置測量 (第396条—第398条)	111
第6節	縦断測量 (第399条・第400条)	111
第7節	横断測量 (第401条・第402条)	112
第8節	詳細測量 (第403条・第404条)	113
第9節	用地幅杭設置測量 (第405条—第407条)	113
第10節	品質評価 (第408条)	114
第11節	成果等の整理 (第409条・第410条)	114
第3章	河川測量	115

第1節	要 旨 (第411条・第412条)	115
第2節	作業計画 (第413条)	115
第3節	距離標設置測量 (第414条・第415条)	115
第4節	水準基標測量 (第416条・第417条)	115
第5節	定期縦断測量 (第418条・第419条)	116
第6節	定期横断測量 (第420条・第421条)	116
第7節	深淺測量 (第422条・第423条)	117
第8節	法線測量 (第424条・第425条)	117
第9節	海浜測量及び汀線測量 (第426条・第427条)	118
第10節	品質評価 (第428条)	118
第11節	成果等の整理 (第429条・第430条)	118
第4章	用地測量	119
第1節	要 旨 (第431条・第432条)	119
第2節	作業計画 (第433条)	119
第3節	資料調査 (第434条—第439条)	119
第4節	復元測量 (第440条・第441条)	120
第5節	境界確認 (第442条・第443条)	120
第6節	境界測量 (第444条—第448条)	120
第7節	境界点間測量 (第449条・第450条)	121
第8節	面積計算 (第451条・第452条)	122
第9節	用地実測図データファイルの作成 (第453条・第454条)	122
第10節	用地平面図データファイルの作成 (第455条・第456条)	123
第11節	品質評価 (第457条)	123
第12節	成果等の整理 (第458条・第459条)	123
第5章	その他の応用測量	125
第1節	要 旨 (第460条)	125
第2節	作業計画 (第461条)	125
第3節	作業方法 (第462条)	125
第4節	作業内容 (第463条)	125
第5節	品質評価 (第464条)	125
第6節	成果等の整理 (第465条・第466条)	125
附 則		126
付録1	測量機器検定基準	127
付録2	公共測量における測量機器の現場試験の基準	133
付録3	測量成果検定基準	141
付録4	標準様式	145
付録5	永久標識の規格及び埋設方法	241
付録6	計算式集	249
付録7	公共測量標準図式	285
付録8	多言語表記による図式	445
別表1	測量機器級別性能分類表	467